

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026001017

- 2 件 名 令和8年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務

- 3 場 所 大崎市内

- 4 履 行 期 間 契約締結日の翌日～令和9年2月26日

- 5 別 添 書 類 (1) 仕様書
 (2) 設計内訳書

- 6 担 当 部 課 市民協働推進部環境保全課

仕様書 1 (騒音・振動等調査)

- 1 調査項目
- ①騒音レベル (L A5, L A50, L A95, LAeq)
- ②振動レベル (L 10, L 50, L 90)
- ③交通量 (上下方向 3 車種分類)
- 2 測定期間
- 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- 3 調査場所・測定概略

①道路交通騒音・振動調査

No.	地点 No.	測定項目	対象道路	測定概略
1	R-1	S, 交	国道 4 号	【測定地点】 ○騒音：12 地点 ○振動：2 地点 ○交通量：12 地点 【測定時間】 ○騒音：24 時間 (10 分間・6 回／時) ○振動：24 時間 (毎正時 10 分間) ○交通量：10 分×2 回 (昼間, 夜間)
2	R-2	S, 交	国道 47 号	
3	R-3	S, 交	国道 108 号	
4	R-4	S, V, 交	国道 108 号	
5	R-5	S, 交	国道 347 号	
6	R-6	S, V, 交	(主) 古川・佐沼線	
7	R-7	S, 交	(主) 古川・佐沼線	
8	R-8	S, 交	(主) 古川・松山線	
9	R-9	S, 交	(主) 古川・松山線	
10	R-10	S, 交	(主) 古川・一迫線	
11	R-11	S, 交	国道 4 号	
12	R-12	S, 交	(主) 岩出山・宮崎線	

備考) S：騒音, V：振動, 交：交通量

4 調査方法

①騒音

使用機器	測定方法	
積分形普通騒音計	周波数補正特性	A 特性
	動特性	Fast

②振動

使用機器	測定方法	
公害用振動計	感覚補正回路	鉛直方向
	動特性	VL

③交通量

3 車種分類	細分類
大型車	普通貨物車類，特殊（種）車，乗り合い自動車
小型車	軽乗用車，小型乗用車，普通乗用車， 軽貨物車，小型貨物車
二輪車	自動二輪車，原動機付自転車

5 報告書

報告書については，各調査項目についてまとめ，2部提出するものとする。

6 関係法令

環境基本条例

（調査等の実施）

第20条 市は，環境の状況の把握並びに良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査等を実施するものとする。

2 市は，良好な環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視，測定，巡視等の体制を整備するものとする。

仕様書 2（自動車騒音常時監視）

1. 調査

（1）道路調査

下表の評価対象路線について、道路構造条件・騒音対策状況・交通条件を調査して取りまとめる。

No.	路 線 名	区間 延長 (km)	車 線 数	発生強度の 把握方法※1	備 考
1	東北自動車道	9.3	4	1	
2	一般国道108号	4.6	2	3	
3	一般国道457号	4.2	2	3	
4	栗駒岩出山線	3.5	2	4	
5	鹿島台高清水線	8.3	2	4	
6	仙台三本木線	3.8	2	4	
7	古川一迫線	4.7	2	4	
8	小野田三本木線	2.7	2	4	
9	西古川停車場下狼塚線	0.7	2	4	
10	古川岩出山線	3.8	2	4	
11	岩出山上蝦沢線	5.6	2	4	
12	池月停車場	0.1	2	4	
13	涌谷田尻線	3.5	2	4	
14	岩出山宮崎線	3.8	2	4	
15	沼倉鳴子線	9.9	2	4	
16	鳴子池月線	7.4	2	4	
総区間延長		75.9			

※1 発生強度の把握方法 1：実測する方法
 2：推計する方法
 3：他の区間を準用する方法
 4：環境基準達成とみなす方法

(2) 沿道調査

各評価区間の道路端から 50m の範囲について、住宅地図及び現地調査により、住宅等の状況（集合住宅の階数及び戸数等）を把握し取りまとめる

(3) 騒音調査

道路調査で設定した区間について、自動車騒音・交通量等を測定する。測定地点の選定については、受託者が面的評価を行う上で最適と思われる地点を提案し、市と協議を行いながら実施する。

① 騒音測定

☐ 道路近傍騒音レベル

当該道路の近傍に騒音計を設置して 24 観測時間 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。

測定する項目は以下のとおり。

—昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)

—夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)

—時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)

—最大値 (L_{Amax})

☐ 背後地騒音レベル

当該道路の背後地（50m 付近）に騒音計を設置して、道路近傍騒音及び交通量調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち、各 2 観測時間で 10 分間 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。測定する項目は以下のとおり。

—昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 10min}$)

—夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 10min}$)

—時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)

—最大値 (L_{Amax})

② 交通量測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち、各 2 観測時間で実測時間 10 分間について測定する。測定する項目は次のとおり。

○上下別・車種別（大型車Ⅰ，大型車Ⅱ，小型車，二輪車，10 分）

③ 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち、各 2 観測時間について測定する。時間ごとに上下別に 10 台程度のサンプル測定し、通過時間を計測する。

○上下別・車種別（大型車，小型車 10 台）

2. 初期設定

面的評価支援システムを使用するための初期設定をする。初期設定項目を以下に示す。

①都道府県・市町村コード	②G I S 地図
③縮尺率	④画面表示
⑤基準年度	⑥評価基準
⑦評価対象道路	⑧都市計画用途地域
⑨環境基準類型指定地域	⑩道路に面する地域
⑪距離帯	⑫建物階数高さ
⑬建物用途	⑭環境基準類型指定地域毎の残留騒音設定
⑮背後地騒音推計式	⑯騒音レベル等高線図
⑰評価区間状況	⑱街区状況
⑲建物状況	⑳環境G I S 設定

3. 要素設定

(1) 道路設定

① 道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。オブジェクトに対し8種類までの道路の属性情報（道路種別、道路名称（路線名）、変更履歴等）を入力する。

② 標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。

作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。

③ 道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス線形オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を入力する。

(2) 沿道設定

① 市町村エリアの設定

市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。

② 都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成する。

③ 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

④ 評価区間の設定

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報（評価区間番号・道路種別・道路名称（路線名）・センサス番号・上下コード（上り・下り・その他）を入力する。道路横断面を作成し、情報を入力する。

⑤ 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間と関連付ける。

⑥ 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト（評価用・表示用）を作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑦ 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑧ 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑨ 街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑩ 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報（番号・建物用途・構造）を入力する。

建物属性（建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等）を把握し、建物群減衰量補正（見通し角）を計算、窓面位置についてはデフォルトの設定とする。

⑪ 立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

⑫ 印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ（スケール 1/1500, 5000, 12500, 25000, 50000, 500000）を作成する。

⑬ 現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート・建物図を印刷する。

（３）騒音設定

① 環境測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報（年度・騒音測定箇所・定点／準定点／例外的実測）を入力する。道路横断面を作成し、情報を入力する。

② 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

4. 騒音推計

（１）騒音推計前

① 騒音基準位置の設定

基準点（オブジェクト）の位置を設定し、測定データの選択をする。

② 騒音レベルの設定

基準点騒音レベル及び残留騒音レベルを設定する。

③ 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ（道路近傍騒音レベル，残留騒音レベル，騒音観測・非観測区間区分）を作成する。

(2) 騒音推計

① データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

② 沿道情報

入力した沿道情報（評価区間・街区・都市計画用途地域等）を画面上で確認する。

③ データ照査・諸元

入力したデータ（密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布）を画面上で確認する。

④ 推計

“ASJ RTN-Model 2008” 日本音響学会道路交通騒音予測モデルによる背後地建物の騒音推計（詳細調査）をする。

a) 建物毎の距離帯別騒音レベル推計

評価区間の道路近傍騒音レベルから,” ASJ RTN-Model 2008” 日本音響学会道路交通騒音予測モデル推定式に基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物毎の対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものとみなし、建物密度が密な場合には、0, 15, 25, 35, 45m とし、疎の場合には 5, 15, 25, 35, 45m とする。

なお、独立（戸建て）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が 3 箇所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

b) 建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に、「建物毎の距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物毎の距離帯別住居戸数」から、建物毎及び地域類型別に、近接空間または非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価システムシステムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間毎に算出された「建物毎の距離帯別騒音レベルの推定結果を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2 つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

c) 環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集」の結果：「騒音レベル別住居戸数」等を基に、評価区間毎の環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。

なお、環境基準超過戸数のうち「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成等象の建物等は「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

⑤ 常時監視フォーマット作成

自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）を作成する。

⑥ 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

5. データベースの作成・過年度データの扱い

当該年度の調査結果及びデータは前年度までのデータを当該年度に年度移行作業を行い、当該年度のデータを追記入力すること。なお、前年度までのデータについては市が受注者へ提供するものとする。

また、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行い、交差した過年度の評価区間については、「評価の実施年度」を該当年度に変更すること。

6. 報告書作成

（1）業務報告書

平成 24 年度作成の実施計画を必要に応じ見直しを行うこと。

道路交通騒音等の現地調査結果の取りまとめ及び評価結果等を取りまとめた報告書を作成する。

（2）環境省提出用の報告書

環境省提出用の自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）を作成する。

また、報告書は面的評価支援システムより出力したものを提出すること。直接エクセルシートに入力したものは認めない。（ただし、過年度の県データを追記したものは別である。）

7. 面的評価支援システムのセットアップ

受注者が所有するパソコンに、面的評価システム・GIS エンジン（ActiveMap for.NET）・デジタル図面をシステムが稼働できるように設定する。

また、面的評価システムは最新のバージョンとする。

8. 成果品

成果品は別紙 1 のとおりとする。

9. 面的評価支援システムの基本機能

面的評価支援システムの基本機能は別紙 2 のとおりとする。

成 果 品 一 覧

名 称	サイズ	部数	備 考
I. 報告書			
1. 本編			
(1) 業務報告書	A 4 紙	2 部	簡易製本
2. 資料編	A 4 紙	2 部	
(1) 自動車騒音常時監視結果報告	〃		自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる
・様式	〃		
・位置図（騒音測定地点・評価区間）			
・詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）	〃		
(2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価	〃		
(3) 現地写真集	〃		カラーコピー
(4) 計量証明書	〃		
II. 環境省報告		一式	
1. 自動車騒音常時監視結果報告	CD-ROM		自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる
(1) 様式	〃		
(2) GISデータファイル	〃		
(3) 位置図（騒音測定地点・評価区間）			
(4) 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）	〃		
III. システム		一式	面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ
1. オブジェクト・データベース	CD-ROM		

※調査結果のデータを市へ提出する。

一般事項

1. 目的

大崎市古川地域及び岩出山地域の主要幹線道路に近接する地点における騒音・振動・交通量調査を行い、環境保全対策の基礎資料とする。

また、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、大崎市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の状況の常時監視を実施する。

自動車騒音常時監視報告書および環境省への報告資料を作成する。

なお、環境省水・大気環境局が配布する面的評価支援システムを用いて、「騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 4 日付環水大自発 110914001 号）及び「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914002 号 以下「常時監視マニュアル」という）に沿った評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料とする。

2. 履行期限

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3. 業務内容

受託者は、大崎市の指示及び仕様書に基づき業務を行う。

4. 準拠する法令等

本業務はこの使用書によるほか、下記の関係法令に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発第 110914001 号）
- (5) 「自動車騒音常時監視マニュアルについて」（平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発第 110914002 号）
- (6) その他関係法令等

5. 貸与資料

本業務の遂行に当たり、市は受託者に下記（2）を貸与する。

- (1) 平成 27 年度道路交通センサスデータ※¹
- (2) 都市計画用途地域図
- (3) 環境省 面的評価支援システム（システム用データ、操作マニュアルを含む）※¹
- (4) (株) KERNEL GIS エンジン (ActiveMap for.NET) ※¹
- (5) 国土地理院 数値地図 25000（空間データ基盤）※¹
- (6) その他業務遂行上必要と認められる資料※¹

※¹ (1) (3) (4) (5) (6) については、受託者が準備する。

6. 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品は、市に帰属するものとし、市の許諾を得ずに許可なく第三者

に貸与及び公表をしてはならない。

7. 主任技術者及び作業要件

受託者は、本業務における主任技術者を定め市に届け出るものとする。

主任技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

また、本業務履行に当たっては、騒音規制法第18条（自動車騒音常時監視マニュアル）を正しく理解するとともに、業務体制に環境計量士（騒音・振動関係）の資格取得者を備えていること。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者・現場代理人届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他必要書類（7. 主任技術者及び作業要件に係る書類の写しなど）

9. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は、市と密接な連携を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項のほか、業務履行にあたって疑義が生じた場合、速やかに市と協議し、定めるものとする。
- (3) 調査の対象となる路線については、業務契約後に市と受託者で協議の上、決定する。

10. 関係官庁への手続き等

- (1) 受託者は本業務にあたっては、市が行う関係官庁への手続きに協力するものとする。
- (2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく市に届け出なければならない。

11. 土地への立ち入り

- (1) 受託者は本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地へ立ち入る場合は、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等の除去、又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者または管理者の承諾を得るようにするものとする。なお、受託者は立ち入りに関する一切の責任を負うものとする。

1 2．成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、この仕様書に示す成果品を早急に提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

1 3．検査

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務付けられた資料の整備をすべて完了し、市に提出していなければならない。
- (2) 受託者は、市の立会いの下に、以下の検査を受けるものとする。
 - ①成果品の検査
 - ②業務等管理状況の検査
- (3) 成果品等に欠陥が発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。
- (4) 電子納品物の確認検査は以下の手続きとする。
 - 面的評価システムで電子データのエラーチェックをし、エラーがないことをP C上で相互（委託者及び受託者）確認したことをもって、電子データの納品確認を行う。エラーがある場合は、不適合品という扱いを行う。この場合も（3）同様速やかに修補を行うこと。
- (5) 契約期間満了後に不備が発覚した場合でも、誠意をもってこれの修補にあたること。

1 4．契約変更

市は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 市と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

1 5．一時中止

次の各号に該当する場合において、市は、受託者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

1 6．守秘義務

業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

1 7．再委託の禁止

原則として、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

18. 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年度 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という）の措置要件に該当すると認められた場合は契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、もしくは受託させてはならない。また、この契約の下請負もしくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは当該下請契約等の解除を求めることができる。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という）から不当要求又は妨害を受けた時は、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負もしくは受託をさせた者が、暴力団等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

19. その他

- (1) 調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講じるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 受託者は、環境省環境管理局自動車環境対策課が配布する面的支援システム及び当該システムの稼働状況の改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (3) 受託者は、評価マニュアル及び自動車騒音常時監視報告（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）の改定等があった場合に、左記に基づいて速やかに対応するものとする。
- (4) 受託者は、成果品等全て正常な状態で市に返却、提出すること。
- (5) 受託者は、当該仕様書、また仕様書に定めのない事項のほか業務遂行にあたって疑義が生じた場合、市と十分に協議を行うこと。

総括表

工事名	令和8年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1 騒音・振動等調査	式	1			設計内訳書（仕様書1）
2 自動車騒音常時監視	式	1			設計内訳書（仕様書2）
小計					
消費税相当額	式	1			10%
合計	式	1			

設 計 内 訳 書 （仕様書 1）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	式	1			明細第 1 号
直接経費	式	1			明細第 2 号
間接費	式	1			
計					

明細第 1 号（仕様書 1）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費					
測量技師補	人	12.0			
測量助手	人	13.0			
小計	式	1.0			

明細第 2 号（仕様書 1）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接経費					
車両費	台	12.0			
機器損料	式	1.0			
小計	式	1.0			

設 計 内 訳 書 （仕様書 2）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
【現地調査】直接人件費	式	1			明細第 1 号
【現地調査】直接経費	式	1			明細第 2 号
【現地調査】間接費	式	1			
【自動車騒音面の評価】直接人件費	式	1			明細第 3 号
【自動車騒音面の評価】直接経費	式	1			明細第 4 号
【自動車騒音面の評価】間接費	式	1			
計					

明細第 1 号（仕様書 2）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
【現地調査】直接人件費					
測量技師補	人	2.5			
測量助手	人	4.5			
普通作業員	人	3.0			
小計	式	1.0			

明細第 2 号（仕様書 2）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
【現地調査】直接経費					
車両費	台・日	6.0			
交通費等	式	6.0			
機器損料	台・日	16.0			
消耗品費	式	1.0			
小計	式	1.0			

明細第 3 号（仕様書 2）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
【自動車騒音面の評価】直接人件費					
技師 B	人	7.5			
技師 C	人	16.0			
小計	式	1.0			

明細第 4 号（仕様書 2）

工事名	令和 8 年度大崎市騒音・振動等調査，自動車騒音常時監視業務				
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	摘要
【自動車騒音面の評価】直接経費					
報告書作成費	部	3.0			
消耗品費	式	1.0			
小計	式	1.0			